

障害者の雇用を検討している企業の皆様へ

職業訓練

を活用しませんか？



栃木県では、障害のある方を対象とした職業訓練（事業主委託訓練）を実施しています。

雇用前に職業訓練を活用することで、対象者の様子や特性を事前に知ることができ、ミスマッチの防止や定着率の向上が期待できる制度です。

●職業訓練（事業主委託訓練）とは

- ・身体・知的・精神障害者の方が、事業所内において、一定期間の実践的訓練を行い、就労に必要な知識や技能を身につけ、就職を目指すものです。

●職業訓練のメリットは？

- ・訓練中の指導を通して、企業が求める人材育成を行うことができ、また、訓練生に業務手順や職場のルールを十分に伝えることができます。
- ・訓練生の人柄や適性、配慮が必要な点等について、具体的に知ることができます。
- ・その上で、採用を検討することができます。

●委託費をお支払いします

- ・原則、中小企業様へは訓練生1人当たり月額9.6万円（税別）、それ以外の企業様へは月額6.4万円（税別）を上限にお支払いします。
- ・訓練期間中は受講生と雇用契約を結ばないため、給与の支払いは不要です。この訓練に係る企業様の金銭的負担はありません。



ハロートレーニング
—— 急がば学べ ——

お問い合わせ・お申込み先

栃木県立県央産業技術専門学校
宇都宮市平出工業団地48-4
TEL:028-689-6380



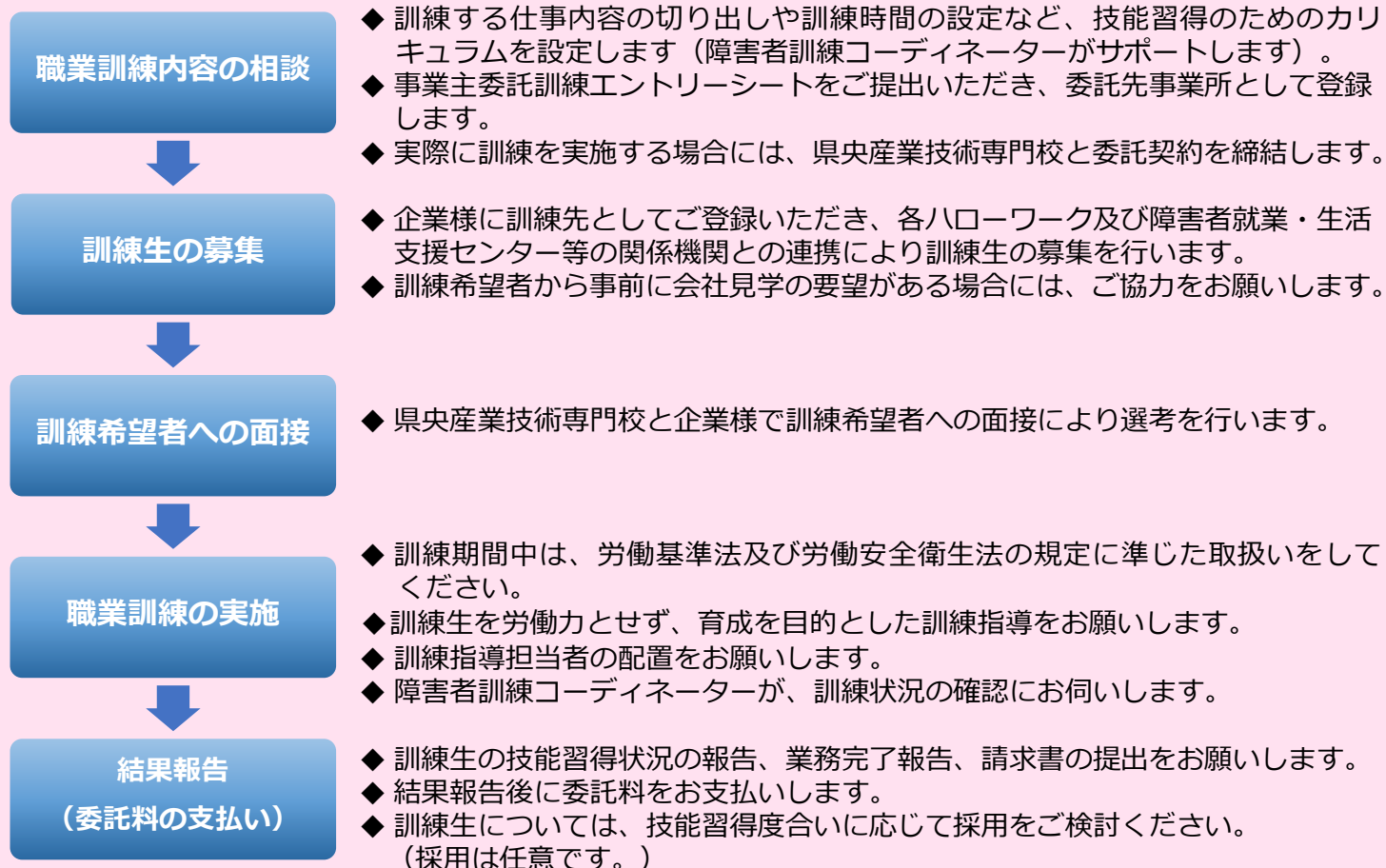
訓練生とのマッチング、訓練内容(カリキュラム)の作成など、 産業技術専門校の障害者訓練コーディネーターが、サポートします！

● 職業訓練の概要

訓練期間	原則 1 ～ 3 か月以内（1 か月標準100時間、下限60時間） 訓練時期は打合せにより決定します。
訓練内容	清掃、製造、事務補助など、事業所の希望に応じます。
訓練人数	1 ～ 2 名
委託料	中小企業様へは訓練生 1 人当たり月額 9.6 万円（税別）、それ以外の企業様へは月額 6.4 万円（税別）を上限にお支払いします。
その他	訓練生は、訓練中の労災事故を補償する「訓練生総合保険」に加入します。



● 手続の流れ



採用したい人材がいるが、適性を確かめたい。

求人を出しているけど採用が思うように進まない。

ご相談・お申込みは随時受付中です！
職業訓練のご検討をお願い申し上げます。

